富士宮市の障がい者に関する相談の流れ（R3.4.1～）

全ての相談

相談支援事業所で受付

市で受付

調整会議（毎週木曜日）

担当事業所から相談者へ電話（調整会議から１週間以内）

サービス利用の場合

計画相談事業所と契約

相談・事業所の見学

市役所へ

計画相談事業所：計画案
利用者：利用申請、区分申請

1～２カ月

市：受給者証を発行、計画相談事業所へ渡す
計画相談事業所：市へ本計画の提出

計画相談事業所が利用者へ受給者証を渡す

利用者：障害福祉サービス事業所と契約

利用開始

モニタリング（原則６カ月）

受給者証の更新

サービスを利用しない場合

一般・専門相談

※相談いただいた内容により、有効な対応ができる担当事業所を会議で決定し、決定した事業所からお電話いたします。

担当事業所とトラブルが発生する等、事業所を変更する場合は、市役所へ御相談ください。再度調整会議で担当事業所を決定いたします。

サービス事業所への意見等を伝えやすいように、計画相談事業所は原則、サービス事業所と関連のない事業所が担当いたします。